

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	斎藤運輸工業株式会社
施設名称	草野処分場（産業廃棄物安定型最終処分場）
設置場所	福島県相馬郡飯舘村草野字沢目木 28 番地 1
問合せ先	川俣支店 024-538-0381

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況: 令和7年度分 公表の期限: 翌月の末日)

- 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況: 令和7年度分 公表の期限: 措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	5月20日	異常なし		

- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和7年6月4日	35,000 m ³

二 最終処分基準省令第二条第二項第二号口の規定による検査に関する次に掲げる事項

(状況: 令和7年度分 公表の期限: 付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日)

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

(状況：令和 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下 水を採取した場所	水質検査に係る 地下水を採取し た年月日	水質検査の結 果の得られた 年月日	水質検査の 結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以 下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下水	7月22日	8月20日	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界

を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（浸透水採取設備）

（状況：令和7年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
全シアン	検出されないこと。	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず

シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	浸透水	7月22日	8月20日	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和7年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	
4月	浸透水	令和7年4月21日	令和7年5月12日	BOD	検出せず
5月	浸透水	令和7年5月20日	令和7年6月4日	BOD	検出せず
6月	浸透水	令和7年6月24日	令和7年7月8日	BOD	検出せず
7月	浸透水	令和7年7月22日	令和7年8月20日	BOD	検出せず
8月	浸透水	令和7年8月26日	令和7年9月10日	BOD	検出せず
9月	浸透水	令和7年9月26日	令和7年10月10日	BOD	検出せず
10月	浸透水	令和7年10月24日	令和7年11月10日	BOD	検出せず
11月	浸透水	令和7年11月21日	令和7年12月5日	BOD	検出せず
12月	浸透水				
1月	浸透水				
2月	浸透水				
3月	浸透水				

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和7年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

(状況：令和6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。			
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。			